

自立支援協議会の概要（八王子市障害者地域自立支援協議会設置要綱より）

（目的及び設置）

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第89条の3の規定に基づき、誰もが、障害の有無、年齢、性別を問わず、地域社会でともに支えあい、安心して暮らせるまちづくりを目指し、保健、医療、福祉、教育、労働などの分野で様々な人や機関と連携し、相談支援体制の充実などを図り、本人の意向に基づいた必要な支援を受け、生涯すべての場面において、自立した日常生活を営むことができる社会を構築するための協議の場として、八王子市障害者地域自立支援協議会を設置する。

（協議事項）

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議を行う。

- (1) 相談支援事業の運営等に関すること。
- (2) 困難事例への対応のあり方に関すること。
- (3) 地域の関係機関によるネットワーク構築に関すること。
- (4) 地域における社会資源の開発、改善に関すること。
- (5) 障害者計画及び障害福祉計画の進行管理、評価等に関すること。
- (6) その他協議会が必要と認めること。

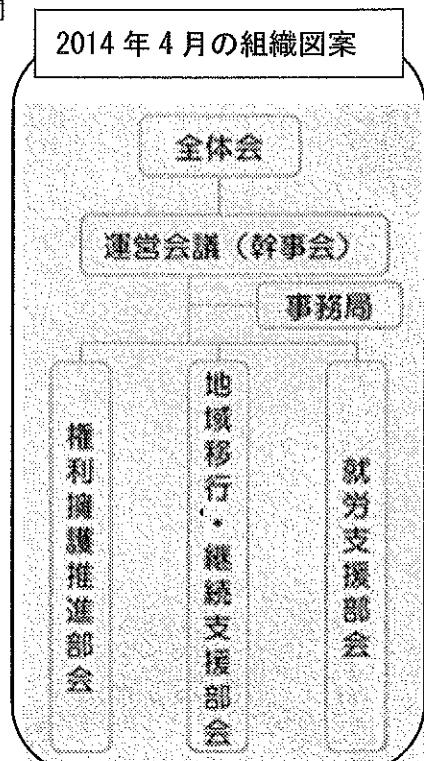
（組織）

第3条 協議会は、委員25人以内とし、次に掲げる者をもって組織する。

- | | |
|------------------|-------------|
| ○学識経験者 | ○市指定相談支援事業者 |
| ○障害者支援機関 | ○障害者団体の代表者 |
| ○障害当事者（身体・知的・精神） | ○保健医療関係者 |
| ○教育関係者 | ○社会福祉関係機関 |
| ○町会・自治会、産業経済の代表 | ○公募市民 |

*任期は3年（平成23年3月～平成26年3月）

2014年4月の組織図案



II. これまでの活動

2011（平成23）年度

- 3月 八王子市障害者自立支援協議会を設置
- 5月 障害者差別禁止条例案検討部会を設置
- 10月 条例案を市長に提出（9月パブリックコメント実施）
- 12月 八王子市議会において「障害のある人もない人も共に安心して暮らせる八王子づくり条例（通称差別禁止条例）」が全会派一致で可決（平成24年4月施行）
障害者差別禁止条例案検討部会は解散

2012（平成24）年度

- 3月 差別禁止条例の制定を受け、権利擁護推進部会を設置
- 7月 2つめの部会として、地域移行・地域継続部会を設置
- 10月 障害理解を深めるためのガイドブック「みんなちがってみんないい」を発行
障害者差別禁止条例制定記念イベントを開催（野沢和弘氏講演会と関連映画の上映）

2013（平成25）年度

- 全体会（23名、年2回開催、）
各部会の活動報告、障害福祉計画・障害者計画のモニタリングや来年度の計画について

- 権利擁護推進部会（14名、毎月1回程度開催、PTは必要に応じて随時開催）
 - ・権利擁護PT（差別禁止条例に基づく大型店舗や病院等へのアンケート調査の実施）
 - ・イベントPT（条例制定記念イベントの企画・運営）10/26(土)クリエイトホール開催
 - ・虐待研修PT（事業者、公的機関、一般市民等さまざまな人に対する研修の企画・運営）
 - ・ガイドブックPT（ガイドブックの改訂、ガイドブックを活用した条例周知と啓発活動）

- 地域移行・継続支援部会（13名、隔月1回程度開催。PTは必要に応じて随時開催）
 - ・定例会（2か月に1回、テーマを設けて八王子市の現状と課題を検討・まとめ）
 - ・ケアホーム実態調査PT（重い障害のある人たちの生活の場とするには何が必要か）
 - ・災害時避難マニュアル作成PT（避難所等での障害のある人に対する支援・配慮について）
 - ・地域移行個別支援会議PT（東京都精神障害者退院促進コーディネート事業廃止を受けて）

III. 障害者支援のイメージ図（八王子ビジョン2022より）

